

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第7回)		会議場所 第3委員会室
			担当職員 八木
日 時	平成23年9月1日(木曜日)		開 議 午後 1 時 30 分
			閉 議 午後 2 時 50 分
出席委員	◎藤本 ○田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤		
事務局	今西局長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

藤本委員長説明

<西口委員>

ホームページコンテンツの充実について実施の主体は。

<事務局>

9月定例会の内容以降を目途に事務局において整理し実施する。

<馬場委員>

A-11(資料の事前掲載)は対応可能か。

<事務局長>

事務局で対応できるものは対応する。市長部局で作成する資料のデジタル化については引き続き要望していく。

<馬場委員>

A-11に係る決定事項に「事務局において対応可能な範囲で」としては。

<事務局>

8月22日開催の議会運営委員会で、提出資料のとおり報告し、報告のとおり決定されている。馬場委員の指摘は執行上の留意事項として整理する。

3 検討項目の協議について

[A-13、事務局への依頼調査の公開]

<酒井委員>

調査事項の有効利用のため、情報の共有を。

<事務局>

現在は公開しない取り扱いで決定されおり、そのように運用している。

<酒井委員>

類似する内容の調査を重複して行うことは効率的ではない。市民への情報公開、調査内容は市民の情報でもある。議論を深める材料として。

<藤本委員長>

公開対象とする調査の範囲は。

<酒井委員>

議員が事務局に依頼し行う調査である。主に他市の状況等である。

<吉田委員>

事務局を通じて行う調査の具体例は。

<事務局>

調査事項の例を説明

<中村委員>

事務局への調査依頼方法は。

<事務局>

口頭により受け付けている。

<馬場委員>

調査権を有しない地方議員の活動のサポートのための事務局調査である。目的は議員個人の活動に帰せられるので公開を前提としていない。公開を了とした議員の調査のみ公開を。

<吉田委員>

全て公開となると、議員個人の活動への影響が大きい。調査依頼した議員によって判断されるべき。

<酒井委員>

公開を了とした議員のみの対応とされたい。内容によっては公開が望ましいものもある。

<藤本委員長>

公開を了とした議員の調査のみ公開する。

<堤委員>

議員個人の活動は尊重されるべきで一律の公開には反対。基本的に公開の必要は無い。

<藤本委員長>

公開しないことを原則に、公開を了とした議員の調査のみ公開する。公開の方法は。

<酒井委員>

図書室及びHPで。議会としての情報共有を目的として提案した。

<議事調査係長>

HPでの公開は、他市等へ調査依頼する場合に相手方の了解が必要であり運用が困難。

<眞継委員>

公開を了とするタイミングが難しいと考える。議員が公開時期を決定する必要がある。

<馬場委員>

全議員の共通認識とするのを目的とするならば、議長なり委員長を経て行うのが通常である。また、議員が個別に依頼する調査には、それ自体に政治的な意味を持つ場合がある。議員個人の活動に過度に立ち入るべきではない。

<眞継委員>

提案者の意図を察するに、同様の調査が別の議員から重複してなされる場合に、その非効率性を排除しようとするものであろう。公開は議員の裁量によるならば、了としたものだけでも公開すればいいのではないか。

<酒井委員>

事務局は議会全体のサポートである。議員が了とする調査は公開すればいい。

<吉田委員>

議員の調査は、①個人でのみ利用するもの、②広く情報共有すべきもの、③他の議員が必要ならば参考とされたいことを拒まないものに分けられる。③についての取り扱いであろうが、①②との整理が難しいと感じるが。

<馬場委員>

議員の調査は、個人の考え整理し補強する役割を持つ。意思形成過程における材料とも言える。公開する必要性を強く感じるものではない。

<酒井委員>

同様の調査があるならばムダを省くために情報を共有したい。本項目とは違うが同様の問題が委員会間等でも生じている。

<藤本委員長>

委員会に提出される資料の取り扱いは。

<事務局>

委員会に提出される資料は公開されている。

<議事調査係長>

図書室も公の場である。事務局で調査資料を保管し必要に応じ、公開する取り扱いとされたい。

<藤本委員長>

公開を了とした議員の調査のみ公開の対象とする。調査資料は事務局において保管し、他の議員からの要望があれば対応するとする。

<全員了承>

[A-14、請願・陳情ハンドブック]

<馬場委員>

府議会において8ページで作成されている例がある。簡易なパンフレットを作成し、具体手続き等の整理も含め、請願者へ利便をはかる。

<吉田委員>

予算対応できれば実施を。

<藤本委員長>

現在の周知状況は。

<事務局>

HPで手続き、様式等を掲載している。

<堤委員>

議会だよりの紙面で実現してはどうか。

<馬場委員>

HP情報に対応できない高齢者等を鑑み、簡易なものを想定している。自治会や議会報告会等での活用を。

<酒井委員>

請願・陳情を行おうとする市民はそれなりに情報収集するのではないか。市民の声を議会が収集する方法は他にもある。制度周知の意味はあろうが、請願・陳情に絞った内容のパンフレットに幅広い効果は期待できないと考えるが。

<馬場委員>

京都府議会では実施されている。

<吉田委員>

議会が市民の意見を受ける方法として請願・陳情がある。他の方法による市民意見の市政への反映は市長部局等が行うことである。議会として実施を。

<事務局長>

HP等の掲載内容を充実することから取組みたい。

<西口委員>

可能なものから取り組みの実施を。

<藤本委員長>

HPの充実から取り組みを始める。

<田中副委員長>

A3、2つ折、単色程度で作成すれば経費の負担は少ない。

<馬場委員>

配布については、本会議、委員会等の傍聴、議会報告会等が考えられる。

<藤本委員長>

簡易なパンフレットを作成し、本会議傍聴者及び議会報告会参加者等へ配布する。

<全員了承>

[A-15、都市問題会議から議長会研究フォーラムへの変更]

<藤本委員長>

6月8日の幹事会で本年度は都市問題会議に参加することを決定されている。幹事会において検討することとする。

<全員了承>

[B-1、会期の見直し]

[B-2、予算・決算審査]

[B-3、代表質問実施回数削減]

<藤本委員長>

B-1～B-3まで関連することから一括で議論する。

<眞継委員>

予算決算は最も重要な審議対象である。通年化等で審議時間が十分確保されるならば実施を。

<吉田委員>

現在の予算決算審査の日程は窮屈で、採決しなければならない時期も定まっている。審議時間確保のため、2期（予算議会、決算議会）とし、審議の結果がサイクルする仕組みを確立すべき。詳細の検討は他の場で行うにしても、本委員会として一定の結論をすべき。

<藤本委員長>

公明党議員団を代表し説明する。通年化による専決処分の回避。現状の4定例会開催の日程に沿いつつ、通年化を。代表質問も年2回で対応を。

<酒井委員>

提案理由は他会派と同様である。また、議員提案議案を時期を選ばずに提出できるようにする。

<中村委員>

通年化によりチェック機能の強化、緊急事態への対応が実現できる。

<藤本委員長>

通年化に係る他自治体の状況について説明を。

<事務局>

資料説明

<吉田委員>

会派でも意見が別れている。私見だが、現在予算特別委員会は13人で構成していることから、決算委員会を予算委員以外の13人で構成することを考えている。また、全議員で予算、決算委員会を構成する考えもある。3月及び9月定例会の会期延長し、審議時間を確保するとともに、予算決算審査を充実し、予算委員会と決算委員会で循環するような形を求める。

<眞継委員>

通年化等で議会の体制を整えても、審議対象となる議案を市長部局が現在より早期に調製することができるのか。予算等は採決の期限があるが。

<吉田委員>

理事者側との調整によると考える。議案の調製は理事者においてなされるものであり、責任がある。税条例が専決となるのは避けたい。

<馬場委員>

通年化による議案審議への影響が不明確。専決処分の問題点は。

<藤本委員長>

地方自治法第179条による専決が問題である。

<堤委員>

理事者側の体制整備も課題となる。4定例会の開催とする現在の議会運営には歴史的な積み上げがある。慎重な議論が必要。

<藤本委員長>

会派に持ち帰り具体的な内容を整理し、次回委員会で検討を継続したい。

<酒井委員>

通年化に伴い、他自治体では迅速な対応を保障するために地方自治法第180条による専決処分の範囲を拡大している例がある。また、一事不再議の問題は事情変更の原則を適用し対応している例もある。

<事務局長>

事務的な面で執行機関側との調整を行いたい。

<馬場委員>

通年化に疑義を唱える論文がある。調査を。

<堤委員>

現在の審査日程に不足があるならば、一義的には議長なり委員長が調整し対応するべきである。必ずしも通年化する必要はない。

<藤本委員長>

会派での検討を踏まえ、次回引き続き検討する。

<全員了承>

4 次回の日程及び協議項目について

<藤本委員長>

10月14日（金）午前10時からとする。

<全員了承>

5 その他

＜田中副委員長＞

理事者との協議内容を含め、次回委員会に係る資料等の事前提出を求める。

＜藤本委員長＞

9月定例会閉会までを目途に可能なものは対応する。

散会 ～14：50